

## 介護施設等における原油価格物価高騰対策支援補助金

### よくあるお問い合わせ

#### Q1 どのような事業なのか。

A1 コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた事業者の負担の軽減を図るため、介護施設等における燃料費及び光熱費経費について、1事業所あたり10万円を上限に支援します。

#### Q2 他にも同様の補助金を受けている（受ける予定である）が、当事業の申請も可能か。

A2 当助成金の対象経費について、ほかの補助制度に基づく補助金の交付を受けている、また受けることが決定しているものは、申請することができません。

#### Q3 いつからの経費が対象になるのか。

A3 令和4年10月1日以降に支払いがあった燃料費・光熱費が対象になります。支払日は、領収書等の日付を確認します。

#### Q4 いつまでの経費が対象になるのか。

A4 令和5年1月31日までに支払いがあった燃料費・光熱費が対象になります。ただし、申請期限は令和5年2月17日（消印有効）までとなっていますので、申請期限内に必ず申請してください。対象となる経費であっても、申請期限を過ぎたものは受付できませんので、ご了承ください。

#### Q5 令和4年9月30日までに使用した経費は対象になるか。また消費税は含まれるか。

A5 支払いが令和4年10月1日以降であれば、令和4年9月30日までに使用した燃料費・光熱費も対象となります。また、消費税も対象経費に含みます。

#### Q6 ポイントを使って支払ったが、請求できるか。

A6 ポイント利用額を除いた金額を対象経費としてください。

#### Q7 添付する領収書はレシートでも申請できるか。

A7 レシートでも、購入日時、品名、金額、消費税等が記載されていれば申請できます。

#### Q8 光熱費の領収書は検針票や使用量のお知らせでも申請できるか。

A8 検針票等と領収書が別で発行されている場合は、領収書を添付して申請してください。

ただし、領収書の発行が難しい場合は、「検針票等」と「支払いが確認できる書類（領収実績票やクレジットカードの利用明細、口座振替明細等）」をセットで添付していただいても構いません。

Q9 市内に事業所が複数あるが、事業所ごとに申請すれば良いか。

A9 法人が市内事業所分をまとめて申請するようにしてください。

Q10 市内に住所を構える法人であるが、市外の事業所も対象になるか。

A10 市外の事業所は対象にはなりません。

Q11 同じ建物で複数のサービスを提供しているため、経費の切り分けができない。

A11 経費の切り分けができない場合は、（別紙2）領収書等の写しに、切り分けできない事業所名を全て記入してください。

Q12 訪問看護・通所リハビリ・訪問リハビリ・短期入所療養介護における、保険医療機関の「みなし指定」事業所も対象となるか。

A12 令和4年7月以降に介護保険サービスの実績がある事業所を対象とします。

Q13 空床利用のみのショートステイも対象になるか。

A13 対象外です。

Q14 サービス付き高齢者向け住宅も対象になるか。

A14 有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅は対象になります。

Q15 サテライト事業所も対象になるか。

A15 対象外です。

Q16 令和4年10月以降に開設した事業所も対象になるか。

A16 令和4年10月1日～令和5年1月31日に開設した事業所も対象となります。

Q17 支払いを確認できる書類がないが、申請は可能か。

A17 領収書など支払いが確認できる書類がない場合は、申請できません。

Q18 該当の経費が複数あるが、全て請求できるか。

A18 1事業所あたり10万円を上限に全て対象となります。